

スクリーニング場所に関する追加質問と内閣府の文書回答

1月21日の交渉を踏まえた追加質問（2016年2月8日）

内閣府原子力防災担当から、福島みずほ議員事務所に届いた文書回答（2016年2月19日）

昨年12月に公表された「高浜地域の緊急時対応」で、新たに追加された汚染検査・除染場所（避難退域時検査場所）について

1. 「あやべ球場」について

「高浜地域の緊急時対応」116・117頁では、福井県民が兵庫県に避難する場合に使用する汚染検査・除染場所として、京都府綾部市の「綾部PA（あやべ球場）※綾部PAを経由」と書かれている。

（1）「あやべ球場」を使用するのか。使用するのには、「あやべ球場」を除いた「総合運動公園」ではないのか。

（回答）

原則、あやべ球場の使用を想定している。

（2）「綾部PA」（舞鶴若狭自動車道の綾部パーキングエリア）を使用するのか。使用する場合、何台の車の汚染検査が可能なのか。

（回答）

綾部PAでの簡易除染は想定していない。

2. 昨年5月頃に、内閣府や福井県の担当者が綾部市に綾部PA等を候補地として説明した内容等について

（1）高浜町UPZ圏内住民とおおい町住民が使用すると綾部市に説明しているが、小浜市や若狭町の住民はこの場所を使用しないのか。

（回答）

「高浜地域の緊急時対応（全体版）」中P70、P71に示すとおり、綾部PAを使用する経路は小浜市と若狭町の主な避難経路に含まれていない。

（2）車1,342台という数字を使って綾部市に説明しているが、この車の台数の根拠は何か。

（回答）

高浜町及びおおい町の一部住民が車両で避難することとして試算したもの。

（3）総合運動公園の体育館で人の汚染検査を行うと綾部市に説明しているが、この体育館は既に原発事故時に綾部市民の緊急時集合場所になっている。綾部市はこのことを内閣府等に伝えている。そのような場所に、福井県民の汚染検査場所を設定すれば、混乱は避けられない。体育館を含む総合運動公園は、汚染検査・除染場所の候補地から除外すべきではないか。

（回答）

現時点で総合運動公園の体育館を検査で使用することは想定していない。

(4) 1月21日の交渉で内閣府は、「住民の理解も得られている」旨を発言した。綾部市民にいつ説明したのか。

(回答)

避難退域時検査場所については、「高浜地域の緊急時対応（全体版）」中 P116、P117 に示すとおりであり、綾部市も参加した福井エリア地域原子力防災協議会において合意されている。

3. 昨年8月頃に、内閣府や福井県の担当者が南丹市に「美山長谷運動広場」を候補地として説明した内容等について

(1) おおい町の住民が使用すると南丹市に説明しているが、小浜市や若狭町の住民はこの場所を使用しないのか。

(回答)

主としておおい町の住民が使用するが、「高浜地域の緊急時対応（全体版）」中 P116、P117 にあるとおり、小浜市と若狭町の住民も複数設定している避難退域時検査場所の一つとして、使用する可能性がある。

【参考資料】

「高浜地域の緊急時対応（全体版）」P116、P117：

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai06/siryoku1_3.pdf

(2) 「高浜地域の緊急時対応」71・72 頁に示されている兵庫県への避難経路は、国道 162 号線を使用するようになっている。そのため、小浜市民や若狭町住民の汚染検査・除染場所は、「美山長谷運動広場」になるのではないのか。

(回答)

「高浜地域の緊急時対応（全体版）」中 P116、P117 にあるとおり、小浜市と若狭町の住民も複数設定している避難退域時検査場所の一つとして、使用する可能性がある。

【参考資料】

「高浜地域の緊急時対応（全体版）」P116、P117：

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai06/siryoku1_3.pdf

(3) 車 426 台という数字を使って南丹市に説明しているが、この車の台数の根拠は何か。

(回答)

一部のおおい町民が車両で避難するものとして試算したもの。

(4) 南丹市の美山地区も 30 キロ圏内にある。美山町民の避難道路でもある国道 162 号線は大渋滞となり美山町民の避難が遅れるのではないのか。

(回答)

南丹市の美山地区が避難範囲となった場合、避難退域時検査場所については、別の場所を開設することとなる。

(5) 長谷運動公園は既に長谷住民 148 名の緊急時避難集合場所になっており、ここからバス

に乗り込んで 162 号線を通り、美山支所でチェックを受けることになっている。このような場所に福井県民の汚染検査場所を設定すれば混乱は避けられない。長谷運動公園は、汚染検査・除染場所の候補地から除外すべきではないか。

(回答)

南丹市の美山地区が避難範囲となった場合、避難退域時検査場所については、別の場所を開設することとなる。

(6) 1月21日の交渉で内閣府は、「住民の理解も得られている」旨を発言した。長谷の住民をはじめとして南丹市民に説明したのか。

(回答)

福井エリア地域原子力防災協議会において南丹市も了解の下、確認された事項である。

4. 京都府民が使用する汚染検査場所も使えるという説明について

1月21日の交渉で内閣府は、「福井県民の汚染検査場所が2か所で足りない場合は、京都府民用の汚染検査場所も使える」と説明した。このことは京都府に同意を得ているのか。そうだとすれば、同意を得た日時と相手、同意の内容を具体的に明らかにされたい。

(回答)

内閣府と京都府等関係府県の担当者間において、緊急時の対応として了解している事項である。

5. 市町ごとの汚染検査場所の紐づけについて

「高浜地域の緊急時対応」117頁には、「UPZ内人口等を考慮し、あらかじめ避難元市町と各避難退域時検査場所の紐づけを実施」と書かれている。

(1) 高浜町・おおい町・小浜市・若狭町の住民が兵庫県に避難する場合、それぞれの市町ごとに避難経路と合わせて「紐づけ」を示されたい。

(回答)

「高浜地域の緊急時対応（全体版）」中 P117 を参照のこと。

【参考資料】

「高浜地域の緊急時対応（全体版）」P117 :

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai06/siryoku1_3.pdf

6. 綾部市、南丹市に説明した資料について

昨年5月頃に綾部市に対して、また昨年8月には南丹市に対して、この問題について資料を作成し説明をしている。

(1) 両市に説明用に渡した資料を提出されたい。

[綾部市、南丹市に問い合わせ中で、もう少し待ってほしい]